

生垣設置補助制度のお知らせ

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、市では、新たに生垣を設置される方に補助金を差し上げます。

生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心にもうおいと安らぎを与え、地震などの災害防止にも役立ち、市街地の緑化に重要な役割を果たします。

現在、すでに古くなったブロック塀や石塀をお持ちの方は、緑の生垣に変えてみてはいかがでしょうか。

東日本大震災等で被害を受けた方もぜひ、この制度をご利用下さい。

補助金交付対象生垣の条件

- (1) 市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの
- (2) 道路に面するもので総延長が5m以上であるもの
- (3) 樹木の高さが概ね60cm以上で、延長1mにつき2本以上植栽されるもの
- (4) 国もしくは地方公共団体の所有、または管理に属しない土地に設置されるもの
- (5) 道路の幅員が4m未満の場合は、その中心線から2m以上後退させて設置するもの
- (6) コンクリートブロック等を使用して敷地面から60cmを超える基礎の上に設置されるものでないこと
- (7) 不動産の販売を目的として設置されるものでないもの
- (8) 他の法令等の規定により補助または補償を受けたものでないもの

補助対象者

新たに生垣を設置する者又は既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する者

補助金の額

設置に要する経費(既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。)の2分の1とし、その限度額は、15万円とする。ただし、延長1メートル当たりの補助金の額は、5,000円を限度とする。

補助金交付までの手続き(申請者の行うものは◎印)

◎補助制度をご利用される方は、申請書提出前に公園街路課公園緑地係までご一報下さい。

- (1) ◎生垣設置奨励補助金交付申請書の提出
- (2) 市による申請内容等の審査
- (3) 生垣設置奨励補助金交付決定通知
- (4) ◎工事着工
- (5) ◎生垣設置完了報告書の提出
- (6) 市による工事完了生垣の検査
- (7) 生垣設置奨励補助金交付額決定通知
- (8) 補助金の交付(金融機関口座振込)